



# トピックス

## 平成21年度事業計画案まとまる

本会は3月19日千葉市内において平成20年度第3回理事会を開催し、平成21年度事業計画案、収支予算案、定款の一部変更について審議され、それぞれ原案どおり決定し、今日22日の通常総会に付議されることになった。

以下は事業計画案の概要と収支予算案の骨子（一部既報）。

### ■平成21年度事業計画案

#### 「基本方針」

本会は、中小企業連携組織に対する専門支援機関として、中小企業と中小企業連携組織のニーズを的確かつ真摯に受け止め、迅速かつ積極的に事業活動を展開するとともに、中小企業連携組織の更なる飛躍と発展のため、国及び県に対し、中小企業対策の拡充・強化を求めていくこととする。

□不況対策、経済対策の強力な推進

□組合等への指導・支援機能の強化

▽ワンストップサービスによる創業・連携支援

実施事業Ⅱ①指導員等研究会事業

②中小企業大学校研修事業③個別専門指導事業④他の支援団体、金融機関等との連携強化⑤創業・連携推進事業⑥地域力連携拠点事業⑦次世代育成支援対策推進センター事業

▽地域力連携拠点事業による中小企業支援

実施事業Ⅱ①地域力連携拠点事業②新連携・経営革新促進事業③組合等分野開拓支援事業

▽巡回指導の徹底、中小企業診断士等専門家を活用した継続指導の実施

実施事業Ⅱ①連携組織活性化事業②個別専門指導事業③組合員企業情報のデータベース作成④組合事務局強化事業⑤労働事情実態調査⑥中小企業団体情報連絡員の設置⑦中小企業景況調査事業

□大学・企業・組合間のコーディネート機能の強化

▽企業と大学、組合と大学等、多様な連携ニーズのマッチングを支援

実施事業Ⅱ①新連携・経営革新促進事業②千葉県異業種交流融合化協議会の運営支援

□地域産業資源を活用した新たなビジネスの創出支援

▽地域資源活用、ものづくりへの支援並びに農商工連携への支援

実施事業Ⅱ①地域力連携拠点事業

□中小企業のIT活用支援

▽中小企業が行うITを活用した経営管理を支援

実施事業Ⅱ①組合指導情報整備事業②地域力連携拠点事業

□雇用・労働関係事業の推進

▽雇用・労働関係事業の強力な推進

実施事業Ⅱ①中小企業労働契約支援事業②創業・連携推進事業③次世代育成支援対策推進センター事業

□中小商業・サービス業等の活性化支援

実施事業Ⅱ①連携組織活性化事業②活性化情報提供事業

□中小企業・組合運動及び広報活動の強力な推進並びに組合等の表彰

▽政策提言活動の強力な推進

実施事業Ⅱ①商工3団体の連絡協調事業②国・県等への要望・陳情活動

▽地域経済・産業振興支援の推進

実施事業Ⅱ①官公需情報収集提供事業

▽広報活動の強力な推進

実施事業Ⅱ①活性化情報提供事業②資料収集加工事業

▽組合等の表彰

□共済事業の加入促進

重点制度①特定退職金制度②総合保障プラン③オーナーズプラン④個人年金共済⑤PL保険制度⑥自動車共済

普及推進方法①普及強化月間による推進②普及推進会議の開催

調査・研究①全国中小企業団体共済事業協会の会員活動②関東甲信越静岡ブロック共済事務研究会への出席

■平成21年収支予算案

「収入の部」

▽会費4571万円▽補助金1億8101万円▽分担金350万円▽受託事業2567万円▽雑収入385万円▽共済特別会計繰入1050万円▽合計2億7025万円

「支出の部」

▽千葉県補助対象事業費2億924万円▽全国中央会補助対象事業費114万円▽中小企業団体全国大会事業費200万円▽受託事業費2567万円▽管理費3144万円▽予備費74万円▽合計2億7025万円

## 全中会長麻生総理に要望

全国中小企業団体中央会佐伯昭雄会長は、清家孝全国商工会連合会会長とともに、3月23日首相官邸に麻生太郎総理を訪ね、経済運営に関する要望を行った。

席上、佐伯会長は「追加経済対策の実施に関する要望」を麻生総理に手渡し、ものづくりに関連して研究開発への支援の拡充を訴え、とともに「元気なモノ作り300社」に選定された企業（3年間で900社）への支援措置について要望した。

## 全中会長衆議院「経済産業委員会」で参考人意見陳述

3月27日、衆議院経済産業委員会において「産業活力再生特別措置法改正案」の審議に先立ち、全国中央会佐伯昭雄会長が参考人意見陳述を行い、「中小企業の再生強化」を強く求め、各会派委員からの質疑に答えた。

## 新入職員の紹介

（4月1日採用）

▽事務局次長興津俊雄

# 総会運営の注意事項

## ■ 定足数

総会は適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立します。これらの要件は、総会の議決が有効になされるための前提条件になります。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されていますが、その他の議決事項についてはとくに定めがありません。しかし通常、組合では「定款参照事例」にならって、その他の議決事項についても総組合員の2分の1以上の出席を定めていますので、それにしたがって定足数に達しているかどうかの確認が必要です。

なお、協業組合については、特別議決、全員一致を要する事項に限らず、その他の議決事項についても、議決権の総数の過半数にあたる議決権を有する組合員の出席という定足数が法に定められています。

## ■ 議決権および選挙権

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権、選挙権は平等に1個与えられています（協業組合、商工組合連合会には例外あり）。

また、利害関係を有する組合員についても、議決権行使が認められていますので注意してください。この議決権は、組合員が総会に出席してその決議に加わる権利であって、総会以外において行使することはできません。

総会の議決権については、書面または代理人をもって行使することもでき、これらによって議決権を行使する者も、出席者の数に入られることになっていますが、この場合、次の点に留意しなければなりません。

①書面または代理人によって権利の行使ができるのは、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあった事項に限ること②代理人は、組合員の親族もしくはは

使用人または他の組合員でなければならぬこと（法人である組合員の「代表権を有しない取締役」も代理人に含まれると解される）③代理人は5人以上の組合員を代理することはできない（4人まで）④代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬこと。

組合はその性格から他の営利法人と異なると、無制限に代理人による議決を認めることはできないのは当然ですが、代理議決については、特定の者を代理人に依頼することなく、白紙委任状を組合に送付することが慣例上多く行なわれています。

白紙委任状は、組合員が総会に關して全般の責任を持つ理事長に對して代理人の選定を一任したものであり、総会までに白紙の箇所（受任者、すなわち代理権を行使する者の氏名）が補完されてはじめて委任状としての効力を発するものです。したがって役員等によっては、自己に有利な代理人を選定する者の氏名を記入して代理権を行使するようにしてください。

## ■ 議長

総会が成立すれば次第にしたがつて議事を進めることになりませんが、そのためにはまず議長の選任が必要です。議長は総会において、原則として出席した組合員または組合員である法人の代表者の中から選任します。

議長は、組合員として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできません。しかし、普通議決事項について可否同数の場合は、議長の決するところによるものとされており、とくに議長に可否の決定権が与えられています。また、議長の選挙権の有無については、法は議決権と選挙権を区別しているため、選挙権は剥奪されていないものと解されています。

なお、協業組合においては、議長を含む出席者の議決権数で決し、可否同数の場合は議長に決定権はなく、否決となります。

## ■ 議決の方法

議決の方法には、普通議決と特

別議決があります。

普通議決とは、総会の議事について、出席者の過半数でこれを決する議決方法をいい、特別議決とは、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数により決するところの議決方法です。

また選挙については、組合員1人1票の無記名投票を原則としますが、これ以外の事項、たとえば投票を単記式にするか、連記式にするか等は適宜定めても差し支えありません。

役員選挙に限り、出席者全員が賛成すれば指名推選の方法によって選挙を行なうことができます(差等割の選挙権を定めた協業組合、商工組合連合会では例外あり)。

普通議決は、特別議決を要する事項以外の事項について議決する際用いられる方法です。普通議決をもって足りる事項についても、定款により、その議決方法の要件をさらに厳格にすることは差し支えありません。

事業協同組合の普通議決事項は次のとおりです。①規約の設定、変更または廃止②収支予算および事業計画の設定または変更③経費

の賦課および徴収の方法④団体協約の承認⑤役員の変更請求の同意⑥決算関係書類の承認⑦清算人の選任⑧借入金残高の最高限度⑨1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む)または1組合員のためにする金融機関に対する債務保証の残高の最高限度⑩組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑪1組合員のためにする組合員の事業に関する債務保証の残高の最高限度⑫役員報酬⑬過剰金⑭加入金⑮剰余金の配当⑯その他定款で定める事項。

特別議決は、組合組織の根本に影響する重要な議決事項について、とくにその議決の慎重を期するために用いられる議決方法であつて、法のうえでは、定款の変更、組合の解散および合併、組合員の除名等については、特別議決によらなければならぬとされています。特別議決事項について、定款でその議決方法の要件を緩和することはできないことはいふまでもありませんが、より厳格にすることは差し支えありません。

事業協同組合の特別議決事項は次のとおりです。①定款の変更②信用組合の事業の全部の譲渡③組

合員の出資口数に関する限度の特例④組合員の除名⑤会社への組織変更⑥組合の解散⑦組合の合併⑧新設合併の場合における設立委員の選任。

なお、定款変更については、行政庁の認可がなければ効力を生ぜず、その効力の発生時期は、行政庁の認可書が到達したときであり、総会で定款変更を議決したときに遡及しないので注意を要します。

また、協業組合では、①定款変更であつて事業の種類追加に係るもの②事業の全部の譲渡③組合の合併については、組合員全員の一致を必要とします。

さらに、以上の議決事項のほか、総会においては、役員選挙が行なわれます。役員選挙は、有効に開催された総会によつて行なわれなければならないことはここで述べるまでもありません。

## 緊急議案

総会の議案は、原則として総会招集通知書にあらかじめ記載された事項についてのみ決議することができますが、定款で「緊急議案を採用することができる」旨規定してある場合は、あらかじめ通知

のあつた以外の事項についても議決することができます。この場合、緊急議案の提案者およびその議決に参加できる者は本人出席者に限られ、書面または代理人により議決権を行使するものは除かれます。

## 議決の取消・無効・不存在

総会は、一定の法的要件を備えていなければ成立しませんが、①招集の手続きや議決の方法が法令若しくは定款に違反し、または著しく不正である場合②議決の内容が定款に違反した場合③議決について特別な利害関係を有する組合員が議決権を行使したことにより、著しく不当な議決が行なわれた場合には、議決取消しの訴の原因になり、判決の結果、議決が取消されると、その議決ははじめから無効であつたとみなされます。

議決無効の訴は、議決の具体的内容そのものが、法令に違反する場合に提起されます。また、議決そのものが存在しない場合には、議決不存在の訴が提起されることとなります。

◎詳細は設立相談室

TEL 043-306-32005

# 「インサルト」の目

## 最近の環境ビジネス

### グリーン・ニュー・デール政策

アメリカにおいてオバマ政権が発足し、環境問題への積極的な取り組みを開始した。

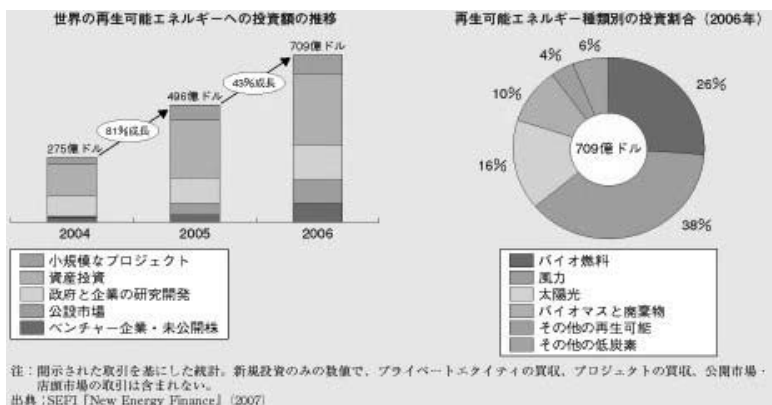
その中心となるのが1929年の大恐慌時、ルーズベルト大統領(当時)が行ったニューデール政策に因んだ、「グリーン・ニュー・デール」政策である。

オリジナルは、英国を中心とする「グリーンニューデール・グループ」が発行したレポートである。

太陽光や風力などの再生可能エネルギーへの投資や環境対策によって、環境と経済を両立させ景気浮揚と雇用創出を図る政策である。

### 再生可能エネルギーとは

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーで、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のことである。



### 再生エネルギー投資

水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力、温度差などを

利用した自然エネルギーと廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーなどがあり「新エネルギー」と言われる。

これに対して、可採量が限定され再生不可能なエネルギー資源は、枯渇性エネルギー資源と呼ばれ、石油や天然ガスなどの化石燃料や、ウランなどの埋蔵資源などが含まれる。

### 再生可能エネルギー経済

「クリーンエネルギー経済」に今後10年で1,500億ドルを投資して、500万人の「グリーン雇用」を生み出すという。

「今後10年でアメリカの電力を自然エネルギー100%に転換しよう」という。アル・ゴアが「10年で100%」を目標とするよう提案している。

石油などの化石燃料から脱却するために再生可能エネルギーの普及を進め、プラグインハイブリッド車などの環境にやさしい自動車

を2015年までに100万台普及させ、自然エネルギー電力を2012年までに10%達成し、温室効果ガスを2050年までに1990年比で80%削減するとう。

再生可能エネルギーは、20世紀に自動車果たした役割と同じものを21世紀に果たすと言われ、実際に、10年後には自動車産業に匹敵する規模へと成長しうるペースで成長しつつある。

### グローバル・グリーン・ニュー・デール

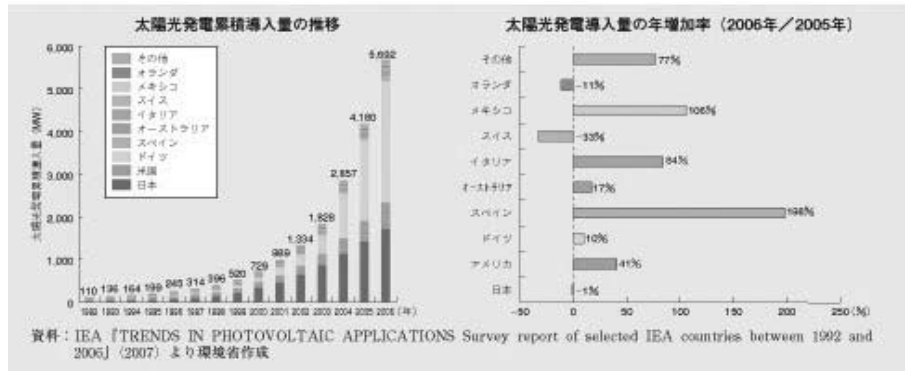
グリーン・ニュー・デールは、すでに国際的な活動となり、UNEP(国連環境計画)は2008年10月、再生可能エネルギー使用や自然保護などを積極的に進め、世界全体で経済回復や雇用創出などを図るグローバル・グリーン・ニュー・デールを打ち出した。

雇用に関しては、国際労働機関(ILO)がUNEP等と世界

戦略として進めていくことを提言している。

国連の潘基文（バン・キムン）事務総長は「緑の成長によって数百万人の雇用を創出する必要がある」と述べている。

その他ドイツ、フランス、イギリス、韓国、中国等多くの国にお



## 太陽光発電導入状況

環境省では、環境対策を通じて景気回復と雇用創出を図るため各省庁とも連携しつつ、有識者及び一般の国民からも幅広く「日本版グリーン・ニュー・デール」のアイデアを募り具体策を検討する。

各国であれほど大きな動きがあったのに何ら準備もしていなかった、政府の環境・エネルギー政策に対する危機感のなさには呆

「グリーン・ニューデール」は、当然日本にも必要である。そしてそれ以前に、国として行動する前の基本的な環境エネルギー政策の変革、それを実現する政治の変革が絶対条件であるが「技術的に日本の得意分野だ」などと自惚れていると、「グローバル・グリーン・ニューデール」の大変革の嵐に襲われ、日本は一気に置き去りにされる危惧がある。

「グリーン・ニューデール」は、当然日本にも必要である。そしてそれ以前に、国として行動する前の基本的な環境エネルギー政策の変革、それを実現する政治の変革が絶対条件であるが「技術的に日本の得意分野だ」などと自惚れていると、「グローバル・グリーン・ニューデール」の大変革の嵐に襲われ、日本は一気に置き去りにされる危惧がある。

韓国もすでにグリーン・ニュー・デール政策の推進を表明し、その活動に期待がもてる。

ほかに、ドイツやフランス、イギリス、中国などの国が、グリーン・ニュー・デールに近い政策の導入の検討をしている。

◎環境産業の市場・雇用規模

	市場規模【億円】		雇用規模【人】	
	現状	2010年	現状	2010年
環境分析装置	300	400	1,290	1,080
公署防止装置	11,690	15,760	18,610	19,370
廃棄物処理・リサイクル装置	4,870	7,120	7,740	8,940
施設建設(埋立処分場造成)	1,660	340	1,490	310
環境修復・環境創造	17,350	54,850	62,020	192,840
環境関連サービス	2,230	7,360	9,880	28,610
下水・し尿処理	920	12,120	12,420	42,500
廃棄物処理・リサイクル	407,220	531,750	1,183,310	1,332,290
環境調和型製品	34,970	43,760	62,620	77,760
合 計	481,210	673,460	1,359,380	1,703,700

(出典: 産業構造審議会環境ビジネスWG参考資料)

## 日本の環境ビジネス

この推計結果には、環境調和型製品の市場拡大など動脈産業のグリーン化等の効果が完全には考慮されておらず、今後積極的な取組みにより、市場規模・雇用規模拡大が予測される。

環境を企業の価値・利益につなげ、環境と経済が両立する社会の実現に向かって環境ビジネスのさらなる成長が期待される。

(中小企業診断士  
地球温暖化防止活動推進員  
布施光義)

「グローバル・グリーン・ニューデール」の影響が避けて通れない現状における、日本の環境ビジネスはどうか。

我が国の環境ビジネスの市場規模は、現状で約48兆円と推計され、2010年における市場規模は約67兆円に拡大するものと予測された。

雇用規模についても、現状の約136万人から2010年には約170万人になるものと予測された。

確かに、環境対応をビジネスチャンスと捉えて行動する企業が数多く出現してきていることは事実である。特に1990年代後半から急速に市場拡大してきたもので、廃棄物処理・リサイクル、公害防止、土壌改良、環境コンサルティング事業などが拡大基調にある。

総合 Q&A

理事

理事の資格

■ 理事の資質

組合の理事は、組合活動の中心にあつてその業務を推進していく任務を課せられているものであることから、次のような資質を有することが期待されております。

- (1) 業界の表裏に精通していること。
- (2) 事業のマネジメント能力が優れていること。
- (3) 責任感が旺盛であること。
- (4) 組合運営に積極的に参画できること。
- (5) 組合員からの信頼が厚く、リーダーシップに優れていること。

■ 理事の欠格事由

また、組合の役員（理事・監事）は、定款の定めるところにより、総会において選任されますが、組合法の定めにより、次の者は役員になることができません。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人、被保佐人、外

国の法令上これらと同様に取り扱われている者

- (3) 組合法、会社法、中間法人法、民事再生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) (3)以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。

\* 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員になることはできません。

■ 理事の制限

理事にはこのような資質が求められ、欠格要件が定められています。さらに、次のような制限が加えられています。

- (1) 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員（組合員が法人である場合にはその法人の役員）でなければならない。
- ただし、企業組合の理事は全員が組合員（特定組合員を除く。）でなければならない、また、協業組合の理事については、弾

力的な運用が可能で、定款で定めるときは、員外理事を3分の1以上選任することができる。

- (2) 組合の現に行なっている共同事業と実質的に競争関係にある事業を行っている者（法人である場合はその役員）は、その組合の理事になつてはならない。

ただし、その事業が組合員資格事業となつている場合には、当然のことながらこの制限は適用されない。

- (3) 員外理事の場合は、(2)のほか組合員資格事業と同一の事業または組合員資格事業と実質的に競争関係にある事業を行っている大企業者（法人の場合はその役員）もまた、その組合の理事となることはできない。
- (4) 理事は監事を兼ねてはならない。

理事の職務権限

組合の理事の職務権限は、代表権を有する代表理事と代表権を持たない一般理事とは大きな違いがあります。

■ 代表理事

代表理事は、理事会において決定した業務を現実に執行する職務

を担当する必要常置機関であり、一般の理事との関係は、信任に基づく一種の復代理人であります。

- (1) 代表理事（理事会で選任）は必ず理事でなければならないことから、理事（総会で選任）の地位を失えば当然に代表理事の地位を失いますが、逆に代表理事の地位を失つても理事の地位を当然には失うことはありません。

(1) 組合代表権 代表理事の組合代表権は、広範であつて定款および総会の決議の範囲内において、組合の業務のすべてに及びます。すなわち組合の事業に関する裁判上または裁判外の一切の行為を行なう権限を意味し、したがつて、代表理事が組合のために行った行為は原則としてすべて組合の行為となり、その効果はそのまま組合に帰属することになります。

ただし、理事と組合間で行われる訴訟行為については制限があります。

また、代表理事は定款または総会の議決によつて禁止されない限り、特定の行為につき他人に代表権を委任することができます。

代表理事は、必要に応じて複数人置いてよいが、数人の代表理事が共同して組合を代表する「共同代表」制は廃止されませんでした。

(2) **業務遂行権** 代表理事は、代表権を有する範囲内において自ら業務遂行の決定をし、かつこれを実行する権限を有します。その主なものは次のとおり。

① 組合の事務全般を処理し、組合の内部組織（事務局）の維持管理を行なう  
② 総会の招集決定権は理事会にあるが、理事会の決定にしたがう具体的な招集手続きは代表理事が行なう  
③ 定款および規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に、総会および理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備え置くこと  
④ 通常総会の開催日の2週間前までに、決算関係書類、事業報告書を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置くこと  
⑤ 決算関係書類に監事の監査報告を添えて通常総会に提出すること  
⑥ 理事会を招集し、主宰すること  
⑦ 通常総会終了の日から2週間以内に、行政

庁に対し決算関係書類を提出すること。【協同組合の提出書類式は13頁】  
⑧ 登記必要事項を登記すること。

## ■ 一般理事

代表権を有しない一般の理事の職務権限は、次のようなものがあります。

(1) 理事会に出席し（場合によっては書面により）組合の業務遂行について意見を述べ、理事会の議決に加わること。

(2) 代表理事を選任すること。

(3) 理事会を招集すること（定款にとくに招集権者を定めていない場合は、原則として各理事に招集権がある。なお、招集権者を定めている場合であっても、議題を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができ。また、招集を請求したにもかかわらず一定期日までに招集されない場合は、自ら招集することができる。）  
なお、一般理事も、代表理事と同様、理事会の承認を得なければ組合と契約することはできません。

## 理事の責任

### ■ 組合に対する責任

理事は、組合との委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもってその職務を行なわなければなりませんし、また、法令、定款、規約の定めおよび総会の決議を遵守して職務を行なうべき忠実義務を負っています。理事は、このような個人的責任のほか、併せて理事会を構成し、業務遂行の決定に参画するとともに、代表理事による業務遂行の監視的役割を果たすべき集団としての責任もあります。

したがって、理事が任務懈怠によりその責任を果し得ず、組合に損害を与えたときには、その行為が作為であると不作為であるとを問わず、その理事は、連帯して組合に対し損害賠償の責めに任じなければなりません。

この任務懈怠には、代表理事または特定理事の行為に対する監視義務の懈怠も当然に含まれます。代表理事が、理事会で議決された業務を遂行し、これによって組合に損害を与えた場合において、理事が善管注意義務をもって理事会の決議を行ない、かつ、執行すれば組合に損害を与えなかったであろうと考えられるとき、すなわち、

その損害が理事会を構成する理事の任務懈怠によって生じたものであるときは、その議決に賛成した理事は、現実の執行者たる代表理事と同じ立場に立つと考えられるので、とくに執行者としてみなされ、連帯して責任を負わなければならないかもしれません。この場合、理事会に出席して議事に参画した理事は、明確に反対した旨を議事録にとどめていない限り、賛成者として推定されるので注意が必要です。

### ■ 第三者に対する責任

理事がその職務を行なうにつき、その取引相手たる第三者に損害を与えたときは、それがその理事の悪意または重過失によって生じたものである場合に限り、その理事は直接に被害者たる第三者に対して損害賠償の責任を負います。

なお、理事が通常総会に提出すべき決算関係書類中重要な事項について、不実の記載をしたり、不実の登記または公告をした場合も、これにより損害を被った第三者に対し、理事は直接に損害賠償責任を負わなければなりません。

◎ 詳細は設立相談室

TEL 043-306-3266



育を行わなければなりません。

また、危険有害業務就業時の安全衛生教育を行わなければなりません（安衛法第59条第1項～第3項）。

- (3) 事業主は、有期契約労働者の就業の状況等を踏まえ、加入の必要がある場合、雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険に加入させてから就業させなければなりません。
- ① 雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合、被保険者になります。
  - ② 社会保険（健康保険、厚生年金保険）は、適用事業所の従業員であれば、一定の要件（1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である場合など）を満たせば被保険者になります。

## ■ 法令等の周知

使用者は、次に掲げる規定等について、常時各作業場の見やすい場所へ提示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、有期契約労働者を含む労働者に周知させなければなりません（基準法第106条第1項）。

- ① 労働基準法及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、貯金管理に関する規定（第18条第2項）
- ② 賃金の一部控除に関する規定（第24条第1項ただし書）
- ③ 1か月単位の変形労働時間制に関する規定（第32条の2第1項）
- ④ フレックスタイム制に関する規定（第32条の3）
- ⑤ 1年単位の変形労働時間制に関する規定
- ⑥ 1週間単位の変形労働時間制に関する規定（第32条の5第1項）
- ⑦ 一斉休憩に関する規定（第34条第2項ただし書）
- ⑧ 時間外及び休日の労働に関する規定（第36条第1項）
- ⑨ 事業場外労働のみなし労働時間制に関する規定（第38条の2第2項）
- ⑩ 専門業務型裁量労働制に関する規定（第38条の3第1項）
- ⑪ 年次有給休暇に関する規定（第39条第5項及び第6項ただし書）に関する協定
- ⑫ 企画業務型裁量労働制に関する規定（第38条の4第1項及び第5項）に規定する決議

\* 基準法では法令等の周知義務が規定されていますが「法令の遵守」に記載されている(1)の①～⑧などの法令等についても周知することが望ましいものと考えられています。

## ■ 安定的な雇用関係に配慮した雇用環境の整備等

事業主は、有期契約労働者に対し、よりよい雇用管理の実施を図るために、次に掲げる項目について、各事業所の状況に応じて、適宜必要な項目について配慮することが望まれます。

- (1) 事業主は、労働者が納得して就職できるよう、募集・採用に当たり、労働条件について、十分な情報を明示することが求められます。
- (2) 事業主は、契約期間中にやむを得ない事由により解雇する場合又は契約の更新により3年以上引き続き雇用されている者について期間満了による雇止めを行う場合には、有期契約労働者についても、ハローワークに「再就職援助計画」を提出するとともに、再就職に関する支援を行うことが望まれます。

◎ 詳細は最寄りのハローワーク又は、千葉労働局職業安定部 TEL.043-202-5121

## 有期契約労働者を雇用する事業主の 法令遵守等のガイドライン

本誌2月号と4月号で「有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン」の骨子とそのうちの「労働条件改善ガイドライン」について述べましたが、今回は「キャリアパスや法令遵守・法令周知」等について述べます。

事業主は、有期契約労働者について、次のような点に配慮することに努めなければなりません。

また、このガイドラインは、契約を数回更新しているようなフルタイム有期契約労働者を主な対象としていますが、それ以外の有期契約労働者（有期契約の短時間労働者等）についても、その就業の状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。

### ■ キャリアパスへの配慮等（正社員登用）

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する有期契約労働者について、次のいずれかの措置を講ずるべきです（パート法第12条第1条）。

- (1) 通常の労働者の募集を行う場合に、その業務内容、賃金、労働時間等の募集条件を事業所に掲示するなど、有期契約労働者にも周知すること。
- (2) 通常の労働者の配置を新たに行なう場合に、当該配置の希望を申し出る機会を、有期契約労働者にも与えること。
- (3) 有期契約労働者から通常の労働者への転換のための試験制度を設けるなどの措置を講ずること。

### ■ 教育訓練・能力開発の機会の付与

事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練で、職務の遂行に必要なものについては、職務の内容が同じ有期契約労働者に対しても実施するべきです。

また、そのほかにも、通常の労働者との均衡を考慮して、職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、有期契約労働者に対して教育訓練を実施するように努めるべきです（パート法第10条第1項及び第2項）。

### ■ 法令の遵守

- (1) 有期契約労働者の雇用管理の改善等を図るに当たり、次に掲げる労働者保護法令は、有期契約労働者についても適用があることを認識し遵守しなければなりません。

- ① 労働基準法
  - ② 最低賃金法
  - ③ 労働安全衛生法
  - ④ 労働者災害補償保険法
  - ⑤ 職業安定法
  - ⑥ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
  - ⑦ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
  - ⑧ 雇用保険法
- など

- (2) 特に、事業主は、雇入れ時又は作業内容を変更したときに、その従事する業務に関する安全衛生教

## 中小企業団体全国大会が千葉で開催されます

中小企業は、わが国経済の活力の源泉として、国民の生活を支え、その向上に大きく寄与するなど重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、100年に1度といわれる世界同時不況の中で、外需依存度の高いわが国は、かつて経験したことのない戦後最大の経済危機に直面し、中小企業の経営はまさに危機的状況にあります。

中小企業が今後とも事業を継続し、雇用の維持に努めていくためには、国は、あらゆる政策手段を動員して一刻も早い景気浮揚を実現することが求められております。

本大会は、わが国経済の担い手である中小企業の経営基盤の強化に向けて、「**激動のとき 今こそ発揮 団結の力!**」をキャッチフレーズに、全国の中小企業団体の代表が一堂に会し、自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化充実を訴え、中小企業組合を中心とする連携組織を通じた中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的として開催されるもので、今年で61回目になり、その歴史のなかで千葉県では初めての大会となります。

追って、ご案内いたしますので、皆さま多数のご参加をお願いいたします。

### I. 日時・場所等

1. 日 時 平成21年11月19日（木）午後1時30分～4時
2. 場 所 幕張メッセ「イベントホール」  
千葉県千葉市美浜区中瀬2-1（JR京葉線「海浜幕張駅」徒歩5分）
3. 参加者 約3,000名
4. 来 賓 関係大臣、政党代表、中央関係機関の長、千葉県知事、千葉市長、  
千葉県内関係機関の長
5. 内 容 (1)議 事（議案審議、意見発表、決議）  
(2)宣 言  
(3)祝 辞  
(4)表 彰（優良組合、組合功労者、中央会優秀専従者）  
オプショ ン 千葉県製品の展示即売会

II. 参加料 1人 4,000円

III. 主 催 全国中小企業団体中央会、千葉県中小企業団体中央会

### IV. 後援・協賛

1. 後 援 経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省、総務省、中小企業庁、関東経済産業局、千葉県、千葉市、千葉州市長会、千葉県町村会、千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会、千葉県産業振興センター、関東甲信越静ブロック中小企業団体中央会
2. 協 賛 商工中金、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、雇用・能力開発機構、全国中小企業取引振興協会、全国信用保証協会連合会

■中小企業団体全国大会開催準備室 TEL. 043-242-3277

# ■ご案内

## 役員変更届と決算関係書類の提出を

### ■役員変更届

組合は、役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければなりません。

役員の氏名及び住所を記載した書面は、設立認可の際に提出することとなっているので、その後の変更は、この様式に基づいて、2週間以内に行政庁へ届け出なければなりません。役員の氏名及び住所の変更届には、その趣旨からして、役員相互間の変更についても該当します。役員の変更は、その事実が発生したときであり、その日から2週間以内に届け出ることが義務付けられております。

この届出が役員の選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙又は選任した場合を除き、届出書に変更した事項を記載した書面並びに変更年月日及び理由を記載した書面のほか、新たな役員を選挙若しくは選任した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を提出しなければなりません。

### ■決算関係書類の提出

組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、決算関係書類を行政庁に提出しなければなりません。

決算関係書類を提出しようとする者は、下の様式による提出書に、次の書類を添えて提出しなければなりません。①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面、⑥①～⑤の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

◎詳細は設立相談室 Tel. 043-306-3285

[協同組合の決算関係書類提出書様式]

年 月 日

……大臣 殿  
……局長 殿  
……知事 殿

組合の住所及び名称

⑥

組合を代表する理事の氏名

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項（及び第2項）の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

3月

パン製造

県給食会と新年度の工賃の改定交渉を行なったが、パンについては微増。米飯については前年度の据え置きとなった。

味噌製造

昨年の事故米事件以降、原材料の調達に支障をきたしている。また、原材料価格の引き上げも経営の圧迫要因となっている。

麺類製造

米粉使用の麺が注目され、現在、商品開発の議論が盛んであるが、問題は小麦粉より高い米粉を使っている消費者に支持される商品ができるかどうかである。

シャツ製造

ジワリジワリと悪化していたものが、この3月で今まで以上に悪化している。商品の企画・製造・販売を垂直統合させたSPA型の会社が3月で倒産した。

製材

商品の入荷が減少し、売上げに影響している。さらに長期在庫となつている委託材の販売促進を実

施したが、思うようには販売できなかった。

印刷

3月も売上高はまだまだ模様。世界的な景気後退で需要が大幅に冷え込み、製造業・非製造業のすべての産業で景況が大きく悪化している。これを受けて印刷の需要も業種により大幅に減少しているが、一部の民需や官公需は年度末の仕事が活発に動いた。用紙や資材の動きも大変活発との話が久しぶりに聞かえる。

生コン製造

極めて低調。来年度見通しもさらに悪化が予測される。

電気鍍金

中小企業緊急雇用安定助成金の申請企業が多くなつてきている。

鉄工

受注減少が組合員全般に及んできている。そのため多くの企業が操業短縮を余儀なくされている。

機械部品製造

受注の激減で生産調整、雇用調整、休暇処置、人員調整に苦慮し、財務状況が心配である。

採石

羽田D滑走路関連の工事では岩ズリの需要が来年の2月まで見込

まれるが、3月は前月より落ちて

山砂採取

一時中断していた山砂の搬入が2月より再開し、5月の連休明けから本格化して、21年度内に終了する予定である。

食肉卸売

飼料が安くなったが、2年前の価格よりは高いので生産者にとっては安いとはいえない状況にある。生産者の経営が安定していないため、業界としても困っている。

建築材料卸

工事物件が払底状態。極端な落ち込みが続くが、まだ底が見えず、連鎖倒産の懸念が広がっている。

小売

顧客の購買意欲の低下が顕著な中、気温も低く推移し、春物衣料を中心に売上げはかなり悪い。

電気機器小売

デジタル放送関連機器が好調だが、後継者難から廃業に繋がるケースが多い。さらに、大型量販店の価格攻勢に苦慮している。

小売

少しずつ好転の兆し。但し、顧客の徹底した低価格志向は変わらず資金繰りはかなり厳しい。

中古車販売

相場弱含み観測。険しさと興味が交錯しており、ディーラーの対応がカギである。

小売

空き店舗対策・組合員の資金繰りが課題。

小売

定額給付金の支給時期が遅くなり、自社でのプレミアム付きギフト券販売を実施(盛況であった)。

小売

依然として消費低迷から脱しきれず、売上げ不振に苦しんでいる。

農業機械販売整備

不景気の中で新品の農機需要は簡単には増加しないが、中古修理部門は上昇。

自動車・自転車小売

新学期等を迎え、自転車の売上げは上昇しているようだが、昨年と比べると販売台数は減っている。

小売・サービス

国の給付金、習志野市のプレミアム商品券の発行に期待したい。

小売・サービス

どうにもならないほど悪い。

建設揚重

建設関係は不況。現在は仕掛り物件で稼働しているが、先行きが不安。

自動車一般整備

景況は大変厳しく钣金部門は激減している。年度末を控えて、脱退する組合員が増えている。

旅館

4月以降が問題。

一般廃棄物処理

引越しの時期なので前月比で仕事量は増えているが、前年同月比では4分の1程度に減っている。

土木建築サービス

大変厳しい状況にあるが、新年度事業の発注待ちである。緊急経済対策による公共事業費の大幅な増額を期待している。

ソフトウエア

日々悪化している。

貨物運送

3月に入り、物流量は増加の気配があるものの、過去の水準にはほど遠いと思う。

小売

昨年12月に比べると、1月以降売上げが3分の2以下まで減少している会社が少なくない。この状況が続くと今年秋には更なる倒産企業が出るのではないかと心配。

組合

組合としては総会に向けた決算と新年度の事業計画案の作成時期になったが、予算も大きく縮小したのものになるかもしれない。

# お知らせ

## 個別専門指導をご利用ください

地域経済の活性化のため、県内経済の重要な担い手である中小企業の経営革新と中小企業組合等の連携組織の活性化を支援するために、県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びこれらの構成員企業が抱えている問題点に対して専門家が相談に応じます。

▼支援方法 Ⅱ 組合等が直面している課題の解決を図るため、本会が委嘱専門家及び本会指導員を組合等の要請により派遣し、必要な支援・相談を行いますのでご利用ください。

▼対象となる支援内容例 Ⅰ ① 組合運営及び共同事業におけるIT活用 ② 組合運営等に関する法律事項 ③ 会計・税務処理 ④ 工業所有権(特許・実用新案・商標・意匠) ④ 製品開発、技術開発、改善指導 ⑤ 組織金融 ⑥ 組織運営全般 ⑦ 新規共同事業の開発 ⑧ 社会保険、労務改善、就業規則 ⑨ 団体・企業のCI ⑩ システム構築 ⑪ その他経営管理全般

▼費用(無料) Ⅱ 専門家謝金・旅費等の経費は本会が負担します。

▼委嘱する専門家 Ⅰ ① 学識経験者

② 弁護士 ③ 弁理士 ④ 公認会計士 ⑤ 税理士 ⑥ 技術士 ⑦ 中小企業診断士 ⑧ 社会保険労務士 ⑨ システムエンジニア等情報処理技術者

◎ 申し込みは本会工業支援課  
TEL 043-242-3277

## 連携拠点をご利用ください

本会は昨年度から関東経済産業局の委嘱を受けて「地域力連携拠点」を設置しております。

中小企業の皆さまのお悩みを解決します。ご相談いただければ、補助金、融資などの施策の情報提供や、各種専門家の派遣などで中小企業の前向きな取り組みを実現することができま

す。費用は無料です。ご利用ください。

▼相談事業 Ⅱ 応援コーディネーター又は専門家が小規模企業等を訪問し、企業が抱える経営課題の解決に向け、指導を行うほか、拠点に相談窓口を設置し、応援コーディネーター又は専門家が小規模企業等からの相談に応じ、経営課題を把握し、経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継等の課題に応じた支援に繋がります。

▼専門家派遣事業 Ⅱ 経営力の向上及び創業・再チャレンジを目指す小規模企業等に経営企画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、当該小規模企業等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行います。

▼情報提供事業 Ⅱ 経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の課題について、地域内の小規模企業等に対し本事業の広報や関連する情報の提供を行います。

また、セミナー等(講習会、研修、研究会等)の開催等を通じて、小規模企業等の課題解決に有益な情報等の普及を行うとともに、小規模企業等を支援する地域の機関等に対しても本事業に関する情報提供や知識・ノウハウの共有につながる活動を行います。

◎ 申し込みは本会経営支援課  
TEL 043-306-3282

## 本会支援の農工商連携計画認定される

本会がサポートした「千葉県産かつ安房地域産の温室栽培の高級メロンを原材料に使用したフルーツ菓子の製造・販売事業」の計画が、3月19日農工商等連携促進法に基

づいて認定された。計画の概要は次のとおり。

### □ 連携体

▼ 中小企業者 Ⅱ (株) 房洋堂(飲料食品小売業) ▼ 農林漁業者 Ⅱ 高橋幸弘(農業) ▼ 連携参加者 Ⅱ タカ食品工業(株)(食料品製造業)、鴨川市農林業体験交流協会

### □ サポート機関等

▼ 千葉県中小企業団体中央会 ▼ 地域活性化支援事務局

### □ 事業概要(新商品の内容等)

開発するフルーツ菓子の原材料は、千葉県の周年隔離床栽培の温室メロン(アクアメロン)を使用する。この温室メロンは、メルティング質(肉質が緻密でとろみがある)に優れ、コクのある甘みに代表される上質な食味で知られている。高級メロンとして市場で高く評価されている。「アクアメロン」を原材料とした商品展開は他に類をみない独自性のある新たな取組であり、この計画が事業化されれば、新商品の相当の売上げと地域農家の永続的営農の確立や千葉県産「アクアメロン」の認知度向上等の効果が期待される。

なお、農工商連携と地域資源活用事業については4月号参照。

## 平成20年度新設組合

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の18組合、1団体。( )内は代表者名

- ▼ 松戸テクノ(協) (の場研二) ▼ 南関東畜産(協) (三宅英雄) ▼ (協) 東総農芸(加瀬渉) ▼ 市原港湾建材事業(協) (田村一雄) ▼ アジア焼肉フードシステム(協) (珍田米夫) ▼ F・t・c事業(協) (千葉典正) ▼ エコシフト技術工事(協) (関口渉) ▼ 九十九里エコ飼料事業(協) (林功) ▼ ちばクリーニング(協) (渡辺和敏) ▼ 千葉県上下水道施設維持管理業(協) (竹内憲一) ▼ (企) ワーカーズ・コレクティブみらい(熊澤聡子) ▼ 柏北部街づくり(企) (浅野健司) ▼ 新鋼構造産業(協) (松永泰定) ▼ 国際テクノ(協) (中村淳茂) ▼ かずさ建設業(協) (在原博) ▼ 市原あんしんタクシー(協) (小出譲治) ▼ (企) おひさま工房(小貝永子) ▼ ユーカリが丘商店街振興(三橋修) ▼ 特定非営利活動法人福祉のとも・あゆみ(町山慶太郎)